

第 32 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 30 日(木) 午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 10 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 11 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 12 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 13 号	令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 30 分

8. 会議の概要

議長	<p>第32回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、</p> <p>1番・乙部毅博 委員、2番・吉田義明 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、2月24日開催の第31回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、2月24日、■■■■ 委員長以下委員9名で農政委員会を開催し、令和5年度最適化活動の目標設定等の(案)につきまして、ご審議いただいております。</p> <p>本案件につきましては、この後の議案第13号にて、皆様にご審議いただくこととなっております。</p> <p>次に「令和5年 定例第1回町議会」が3月7日から16日まで開催され、会長と事務局長が出席しておりますが、このうち、会長は15日と16日は次にご説明する会議に出席しておりますので議会は欠席しております。事務局長も16日、議会を欠席しております。</p> <p>15日「北海道農業会議第94回総会」と「市町村農業委員会 会長 事務局長会議」がそれぞれ札幌市で開催され、会長と主幹が出席しております。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は11件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、1法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」2件でございます。</p> <p>番号1番、■■■■地区の、■■■■氏が字■■■■番1ほか2筆、■■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p>

<p>議長</p>	<p>番号2番、■■■の■■■氏が字■■■番地1ほか29筆■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第2、議案第10号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から4番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第10号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約4件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■の1、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。</p>

議長

面積は、■■■㎡、貸付人は■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、3月1日であり、解約事由は、貸付人希望のためであります。

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議長

次に、申請番号2番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■の2、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。

面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、3月1日であり、解約事由は、借受人変更のためであります。

申請番号3番、所在及び地番につきましては、字■■■の1 他2筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。

面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ 株式会社 ■■■ であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、3月1日であり、解約事由は、借受人の経営規模縮小のためであります。

申請番号4番、所在及び地番につきましては、字■■■の1 他1筆、登記

<p>議長</p>	<p>簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ 株式会社 ■■■ であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、3月1日であり、解約事由は、借受人の経営規模縮小のためであります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号2番から4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第11号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から4番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、4件でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>内訳は、所有権移転が3件、賃貸借による権利の設定が1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは、申請番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番から3番までは所有権移転の案件となっております。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他1筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■■■ ■■■■ 氏、譲受人は、■■■■ 有限会社 ■■■■であり、譲受人希望による所有権移転であります。売買価格は、■■■■円、10a 当り円、本地区の担当委員は、■■■■委員です。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他1筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■■■ ■■■■ 氏、譲受人は、■■■■ 有限会社 ■■■■であり、譲受人希望による所有権移転であります。売買価格、■■■■円、10a 当り■■■■円、本地区の担当委員は、■■■■ 委員です。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■■■ ■■■■ 氏、譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■であり、譲受人希望による所有権移転であります。売買価格、■■■■円 10a 当り■■■■円、本地区の担当委員は、■■■■ 委員です。</p> <p>申請番号4番は賃貸借の案件となっております。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■ ■■■■の1 他20筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■■ 株式会社 ■■■■牧場 であり、借主希望による賃貸借で</p>

<p>議長</p>	<p>あります。賃料は、年額■■■円 10a 当り■■■円となっております。本地区の担当委員は、■■■ 委員です。</p> <p>別紙であります、農地法第 3 条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第 3 条第 2 項に規定する、3 条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号 1 番から 3 番について、■■■区担当委員、■■■ 委員から報告願います。</p>
<p>■■■委員</p>	<p>申請番号 1 番、2 番、3 番につきましては、譲受人希望による所有権移転の案件です。</p> <p>譲受人は、意欲的に経営拡大を図っており、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号 4 番について、■■■地区担当委員、■■■ 委員から報告願います。</p>
<p>■■■委員</p> <p>議長</p>	<p>申請番号 4 番につきましては、借主希望による賃貸借の案件です。</p> <p>借主は、意欲的に経営拡大を図っており、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 11 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番から 4 番の件を採決いたします。</p>

	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から11番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第8号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から5番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は 11 件でございます。</p> <p>内訳は、新規の賃貸借が 1 件、更新の賃貸借が 7 件、更新の使用貸借が 3 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、申請番号 1 番の審議にあたり、■■■■ 委員並びに ■■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います</p> <p>それでは、申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番から 8 番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p>申請番号 1 番、所在、地番につきましては、字■■■■ の 5 他 2 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は ■■■■㎡であります。貸主は、■■■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■■ 農事組合法人 ■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円、10a 当り■■■■円、期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日の 5 年であります。この申請の地区担当員は、■■■■委員となっております。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号 1 番について、地区担当委員 ■■■■ 委員より報告願います。</p>
■■■■委員	<p>申請番号 1 番につきましては、農用地利用集積の申し出があったため、農事組合長並びに、両名と協議しました。賃貸借期間は 5 年、賃借料については、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号 1 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号 2 番の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>次に、申請番号 2 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 2 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日の 5 年であります。</p> <p>内容の説明が終わりました。なお、申請番号 2 番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議長	
議長	
豊吉主幹	
議長	

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号2番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号3番の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

次に、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■の2 他3筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■氏、借主は、■■■農事組合法人 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円、期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年であります。

議長

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号3番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号3番の件を採決いたします。

<p>豊吉主幹</p>	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■の1の2であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年であります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号4番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>

<p>豊吉主幹</p>	<p>次に、申請番号5番の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>次に、申請番号5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他5筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■、借主は、■■■ 有限会社 ■■■、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年であります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号5番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号5番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>次に、申請番号6番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他5筆でありま</p>

す。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 有限会社 ■■ ■■、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年であります。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■の1の1 他4筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年であります。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■ 他4筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年であります。

議長

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号6番から8番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号6番から8番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

<p>豊吉主幹</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号 9 番の審議にあたり、■■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>次に、申請番号 9 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 9 番から 11 番につきましては、使用貸借の案件となります。</p> <p>申請番号 9 番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他 15 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■■ m²であります。貸主は、■■■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■■ 農事組合法人 ■■■■ ■■■■、経営面積は ■■■■ m²であり、当地における賃借料は、無償、期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日の 10 年であります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 9 番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 9 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>

<p>豊吉主幹</p>	<p>次に、申請番号 10 番から 11 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 10 番、所在、地番につきましては、字■■■の 3 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償、期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 1 年であります。</p> <p>申請番号 11 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は ■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償、期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 1 年であります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 10 番から 11 番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 10 番から 11 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第 5、議案第 13 号、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 13 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 7 条及び第 37 条の規定に基づき、農業委員会の活動目標及び活動計画を立て、広く公表するものであります。</p> <p>先月、24 日に、農政委員会で目標設定等についてご審議いただき、了解を得て、今回総会にお諮りするものです。</p> <p>つきましては、その内容について、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 瀬尾局長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>この最適化活動の目標の設定等については、昨年の 2 月に農林水産省から通知がありまして、昨年は特例で、6 月 30 日までに「目標」と「点検評価結果」を公表することが認められていました。しかし、本年からは、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定することが定められていることから、議案としてご審議いただくものであります。</p> <p>それでは、詳細についてご説明申し上げます。別紙様式 1 をご覧ください。</p> <p>1 P の「1 の農業委員会の状況」については、前年度と同じとなっておりますので、説明を省略致します。</p> <p>次のページをおめくり下さい。</p> <p>2 P 目の「2 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の「①現状及び課題」で表の真ん中に「これまでの集積面積」の欄ですが、最新の数値を記載しています。12,066ha となり、集積率が前年度より 0.8 ポイント上昇し、85%となっています。次に「②目標」の欄をご覧ください。</p> <p>これまでの実績値を基に、今年度末の集積面積を現在と同様に、12,066ha と設定しております。</p> <p>今年度も、前年度同様に現況証明で非農地とする案件が見込まれることが予想されますが、集積面積の現状を維持していくとの考えから前年と同様の面積としております。</p> <p>次に「(2) 遊休農地の解消」については、現状はなしとしております。課</p>

題につきましては、遊休農地がないため、新たに遊休農地を発生させないことを目標とするとしております。

次のページをお開きください。「(3) 新規参入の促進」の「①現状及び課題」では、過去3カ年の新規参入者はゼロ件、既存経営体の農地不足を考慮しながら、新規参入するための農地の確保を課題としております。

また、「②の目標」の権利移動面積の欄ですが、先ほどご説明いたしました、令和2年度から令和4年度の各面積を記入しております。「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」では、また、表の下の注意書き欄に※2に、目標面積は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入することとなっていますので、その数値を記入しております。

「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、ここでは委員さんにご記入いただいております「活動記録簿」に関係しますが、昨年一人当たりの活動日数を月に6日としておりましたが、実績見込みを勘案し、令和5年度は月3日に設定しています。

また、「(2) 活動強化月間の設定目標」の「活動強化月間の設定目標回数」では、3回としております。この3回とは3月以上を設定しなければならない決まりがあり、4月～5月にあつせん会議や地域の話し合いなどの農地集積の推進を図り、11月には農地パトロールの実施を目標としております。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を1回とし、大樹町担い手センターを中心に新規就農希望者がいる場合には相談会を実施するとして目標としております。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、農政委員会より報告を求めます。

農政委員長 ■■■ 委員より報告願います。

■■■委員

議案第13号について、報告いたします。

2月24日に農政委員会を開催し、令和5年度最適化活動の目標の設定等の(案)の内容について審議いたしました。

審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。

<p>瀬尾局長 議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第13号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。 次回の総会につきましては、4月28日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。 以上をもって、第32回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
--------------------	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年3月30日

会 長

委員(1 番)

委員(2 番)